

気象警報発令時の対応(教室掲示)

	<p>(1) 午前6時、沼津市・清水町(富士山南東)又は自分の居住市町に『暴風警報』が発令されているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発令なし → 安全を確認し、平常どおり登校する ● 沼津市・清水町に発令 → 午前8時まで自宅待機 ● 自分の居住市町に発令 → 該当生徒は午前8時まで自宅待機
	<p>(2) 午前8時、沼津市・清水町(富士山南東)又は自分の居住市町に『暴風警報』が継続して発令されているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴風警報解除 → 安全を確認し、午前10時40分までに登校する(3限から授業) ● 沼津市・清水町に発令 → 午前11時まで自宅待機 ● 自分の居住市町に発令 → 該当生徒は午前11時まで自宅待機
	<p>(3) 午前11時、沼津市・清水町(富士山南東)又は自分の居住市町に『暴風警報』が継続して発令されているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴風警報解除 → 安全を確認し、午後1時15分までに登校する(5限から授業) ● 沼津市・清水町に継続して発令 → 全生徒1日休校 ● 自分の居住市町に継続して発令 → 該当生徒は1日休校
<p>この対応は、台風に限らず、暴風警報の発令された場合に適応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「特別警報」または「自治体からの避難指示」が発令されている場合も同様に対応する。 ◇ 居住する地域、沼津市、清水町、富士山南東地域で土砂災害警戒情報による「警戒レベル3」が発表された場合は、自宅待機とする。 ◇ Cラーニングの配信は補助的連絡手段となるので、各自で確実に判断する。 ◇ 午前6時前に自宅を出る場合は、その時点で警報等の発令を確認し対応する。 ◇ 暴風警報が解除されていても、登校時の安全が確認できない場合や交通機関が不通である場合などは、無理に登校せず、学校に連絡する。 ◇ 判断に迷ったときは、都合よく勝手に判断せず、学校に連絡、相談する。 (早朝で学校に電話がつかない場合は、午前7時30分以降に連絡する) 	

在校時の場合の対応

- ・気象情報、交通情報、道路情報、保護者送迎の有無などを確認し、下校とします。
- ・安全に登校することが困難と判断される生徒については、保護者と連絡を取り、学校待機とする場合もあります。